

お知らせ

パスポートの



手続きが変わりました。

令和4年の旅券法令改正により、令和5年3月27日から、主に以下の点が変わりました。

申請書が新しい様式に!



パスポート発給等のための申請書の様式が変更されました。 ※令和5年3月27日以降は古い申請書は使用できません。

戸籍謄本のご用意を!



新しくパスポートを申請する場合は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)をご用意ください。戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)では受付できません。

6か月以内に受け取りを!

6か月以内!

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

※令和5年3月27日以降に申請したパスポートに適用されます。

査証欄が少なくなったらパスポートの申請を!



パスポートの査証欄を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

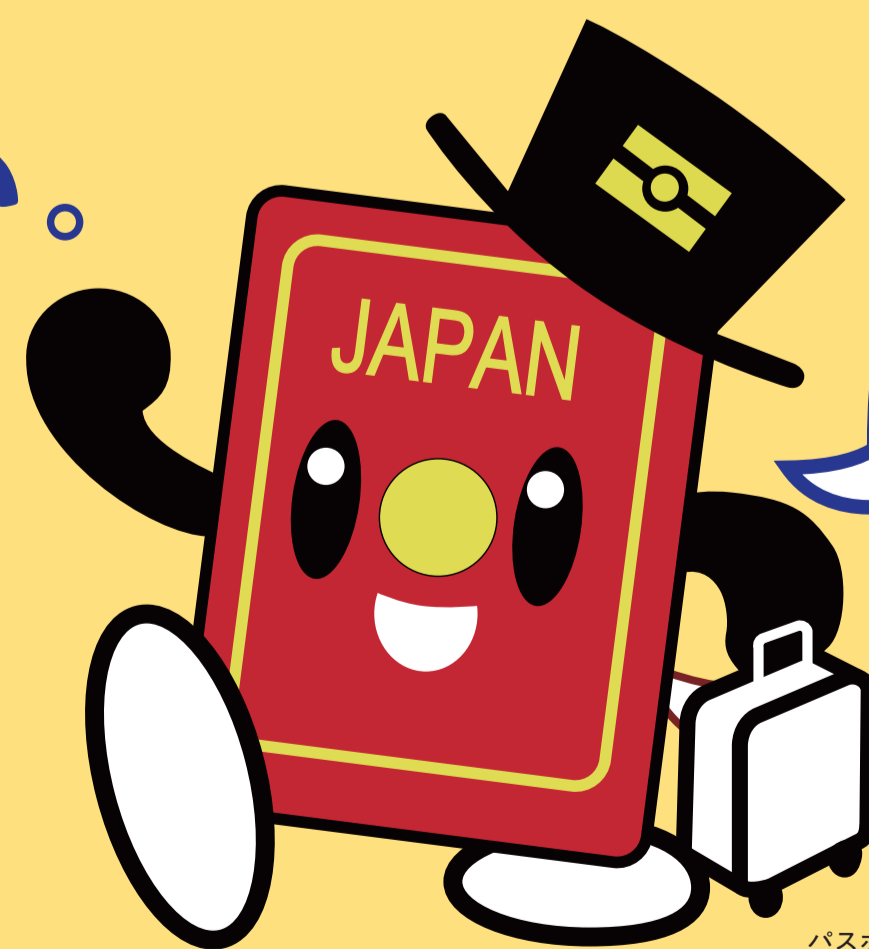
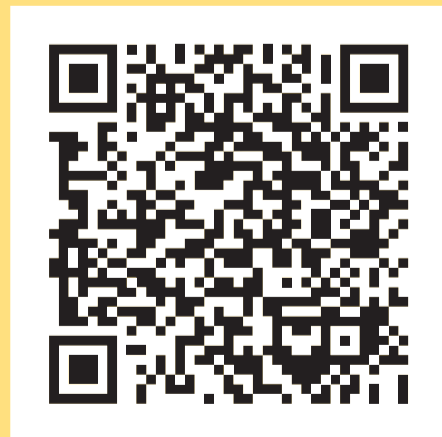
詳しくはこちらの情報をご確認ください。

旅券課トップページ

外務省 パスポート

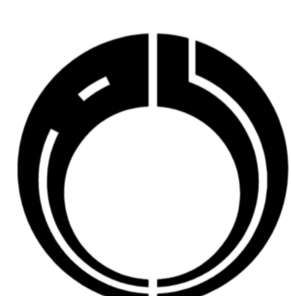


<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/>



パスくん

パスポートを更新し、新しいパスポートを受け取る時は、必ず古いパスポートを持ってきてね。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan